



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2020年版

2020年2月発行

# 保険医の経営と税務

## 確定申告・医業経営改善のために

B5判 214ページ 会員価格 1,200円 (定価 1,500円) ※税・送料込み

### 日々の記帳・税務対策のための必読書！

### 充実した図表や記載例などを用いて丁寧に解説！！

- 確定申告だけでなく、申告時期以外の日常業務にも対応した内容になっており、医療機関における税制に関して幅広く対応しています。
- 開業だけでなく、承継や閉院について、また相続税や贈与税などについても、医療経営者の視点に立ち表や図などを用いてわかりやすく解説しています。
- 巻末資料には確定申告書(損益計算書や貸借対照表など)の記載例や、各種所得における留意点などを充実させています。

#### ◇ 主な内容 ◇

消費税増税・複数税率制の問題点と

医療機関の対応

2020年度税制改正大綱のポイント

第1章 医業所得計算と日常業務

第2章 共済制度と税金

第3章 消費税

第4章 開業・承継・閉院

第5章 相続税・贈与税

第6章 スタッフの税務と給与実務の留意点

第7章 勤務医師の税務

第8章 地方税の計算

巻末資料(以下抜粋) 確定申告書の作成/医療機関収入に関する課税関係/所得の種類と留意点/税務調査チェックシート/確定申告書の記載例/控除額等計算一覧/税務調査対応の心得10のポイント・・・ほか多数



一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp



#### 注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

注文数【 \_\_\_\_\_ 冊】× 価格【 1,200円(会員価格) or 1,500円(定価) 】 = 合計【 \_\_\_\_\_ 】円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(口座振替は会員のみ利用可)。  
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

## 措置法の選択

### ●4つの計算方式から選択●

#### 例Ⅰ 実額経費の所得計算 (53頁参照) (青色申告=表1の決算例)

実額の所得計算は①医療収入が7,000万円を超えた医療機関、②保険診療収入が5,000万円を超えた医療機関、③四段階経費より実額経費が多い場合に適用します。必要経費を正確に記載し、青色申告の特典などを活用すると必要経費が多くなり、節税につながります。しかし、税務調査で経費チェックがあります。

#### 例Ⅲ 固有経費の所得計算 (58頁参照) (青色申告=自費経費を抽出)

保険と自費の経費を按分する方式ですが、自費経費を抽出して節税する方式です。自費の固有経費及び保険の固有経費を抽出して計算し、共通する経費は収入按分して計算します。

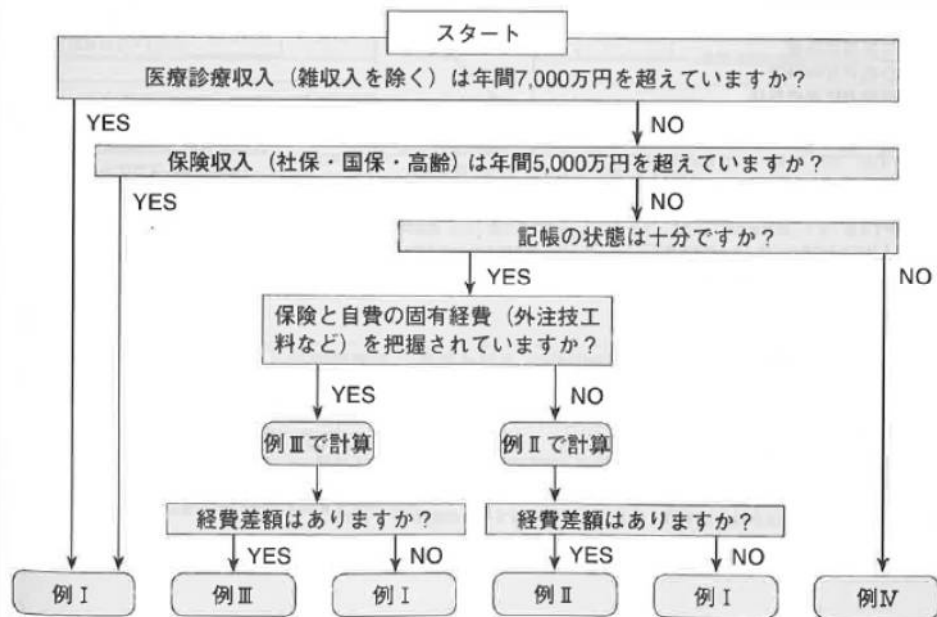
#### 例Ⅱ 経費按分の所得計算 (56頁参照) (青色申告=一般的な措置法適用)

実際に支出した経費を、保険部分と自費部分にそれぞれの収入割合で按分して自費経費を算出し、保険経費は四段階経費で計算した金額が必要経費です。措置法適用者の多くはこの方式を選択しています。

#### 例Ⅳ 標準経費の所得計算 (63頁参照) (白色申告・記帳なし方式)

白色申告者も記帳義務化され、記帳にもとづく所得計算を原則にしていますが、やむを得ない事情で記帳できない場合にこの方式を利用することになります。保険は四段階経費、自費は標準経費と特別経費の合計経費で計算します。

### フローチャート あなたはどの計算方式ですか？



## 承継時の税務

「高齢なのでそろそろ閉院したい。よい人がいれば紹介してください。」「閉院するので医院を貸したい。」「また「子に承継するつもりであるが、どうしたらよいか。」などの質問が各協会に寄せられるようになっていきます。各地域で世代交代が進行中です。

地域医療の担い手として長年診療に携わってきた院長が、子あるいは第三者に診療を交代することは、簡単ではありません。患者にとってもこれまでの先生との診療方針の違いや、スタッフの対応の違いに敏感になったりします。まして第三者への承継はなおさらです。患者が納得する診療方針、患者のカルテ引き継ぎの同意など、承継に際しては十分な注意が必要です。

以下では「医院承継における税務対策」の留意点を紹介します。実際に承継される場合は、顧問税理士と相談しながら進めてください。

### 1 保険医・保険医療機関の異動・取消などの届出

親は、廃業してから1カ月以内に「個人事業の廃業等の届出書」及び「給与支払事務所等の廃止届出書」を、そして翌年の3月15日までに確定申告書と一緒に「所得税の青色申告の取りやめ届出書」(不動産所得など青色申告を行う所得がない場合)を提出します。

子は、「個人事業の開業等の届出書」、「給与支払事務所等の開設届出書」、「所得税の青色申告承認申請書」、「青色事業専従者給与に関する届出書」等をそれぞれ届出期限までに提出します。

☆親=廃業手続き

- ・保健所 10日間以内に診療所廃止届
- ・〇〇地方厚生(支)局 保険医療機関廃止届
- ・税務署 個人事業の廃業等届出書
- ・労働基準監督署・ハローワーク 適用事業所廃止届・離職証明書など
- ・医師・歯科医師国保・社会保険事務所 適用事業所包括資格喪失届・被保険者資格喪失届など
- ・医師会・歯科医師会 B会員資格・地域会員に切替え
- ・小規模企業共済

☆子=開業手続き

- ・同上の官庁に開業届や青色申告承認申請書などを提出

開設者、管理者として同一場所での診療の場合、子は保険医療機関の指定申請と同時に、指定通知書が交付される間(翌月1日まで)の保険医療機関指定“適及願”を提出すれば、指定申請時に遡って(翌月を待たず)保険診療の継続が可能になります。

第三者に診療所を譲渡する場合、基本的に保険医療機関指定の適及は行われません。しかし、譲り受け予定医師が現開設診療所の勤務医として勤務(少なくとも3カ月以上。地域で少し異なる)した後の譲渡であれば、前記適及願が受理されています。

保険医、保険医療機関は登録・指定の後、申請事項の変更、異動等が生じた時は、すみやかに各都道府県知事、〇〇地方厚生(支)局・保健所へ申請、届け出ます。申請届出用紙は担当課および都道府県医師会・歯科医師会にあります。